



島根県報

令和7年4月11日（金）
第607号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則 (水 産 課) 2

【告 示】

知事管理漁獲可能量の変更 (水 産 課) 2

【公 告】

島根県感染症情報提供システムの開発及び運用保守業務に係る提案競技の実施 (薬 事 衛 生 課) 3

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 7

公共測量の終了（6件） (") 7

【特定調達公告】

令和7年度「しまねのイメージ」発信業務に係る随意契約の相手方等 (広 聴 広 報 課) 9

島根県環境放射線情報システム専用回線の調達に係る一般競争入札の実施 (原 子 力 安 全 対 策 課) 10

島根県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器の賃貸借及び保守調
達に係る一般競争入札の実施 (市 町 村 課) 13

公布された条例等のあらまし

◇島根県漁業調整規則の一部を改正する規則（規則第56号）

1 規則の概要

- (1) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備（第48条関係）
- (2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（第56条関係）
- (3) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、第56条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行することとした。

規 則

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第56号

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則

島根県漁業調整規則（令和2年島根県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第48条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第56条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第57条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第56条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第230号

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年4月11日

島根県知事 丸 山 達 也

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量

令和6年6月28日 公表

令和6年12月19日 変更

令和7年2月19日 変更

令和7年3月27日 変更

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

30,700トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業	29,500トン
島根県まさば及びごまさばその他の漁業	現行水準

公 告

島根県感染症情報提供システムの開発及び運用保守業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和7年4月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県感染症情報提供システムの開発及び運用保守業務

(2) 仕様

島根県感染症情報提供システムの開発及び運用保守業務に係る提案競技仕様書による。

(3) 期間

ア 島根県感染症情報提供システムの開発業務

契約の日から令和7年12月31日まで

イ 島根県感染症情報提供システムの運用保守業務

令和8年1月1日から令和14年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

島根県感染症情報提供システムの開発及び運用保守費用

31,295,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。ただし、各年度上限額は目安であり上限合計額の範囲内で自由に設定できるものとする。

令和7年度 4,475,000円

令和8年度 4,470,000円

令和9年度 4,470,000円

令和10年度 4,470,000円

令和11年度 4,470,000円

令和12年度 4,470,000円

令和13年度 4,470,000円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の氏名
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (フ) 取引金融機関
- (ク) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ケ) 欠損金の負担の割合
- (サ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (セ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ゼ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ヅ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布

ア 配布方法

手交又は電子メールによる。

イ 配布期間

令和7年4月11日（金）から同月18日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

ウ 配布場所

島根県松江市殿町1番地（島根県庁第2分庁舎3階） 島根県健康福祉部薬事衛生課感染症対策係

エ 配布手続

守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(7) 担当者届 1部

(8) 提案書提出書 1部

(9) 提案書 5部

(10) 見積書 1部

5 書類の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和7年4月21日（月）午後3時まで（持参の場合は正午から午後1時までの間を除く。郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和7年5月13日（火）午後3時まで（持参の場合は正午から午後1時までの間を除く。郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地（島根県庁第2分庁舎3階） 島根県健康福祉部薬事衛生課感染症対策係

電話 0852-22-6530 F A X 0852-22-6905

電子メール kansen2@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

7 提案競技に係る質問について

(1) 質問は、期限までに電子メールにより質問票を提出すること。

- (2) 提出期限は、令和7年4月30日（水）午後3時までとする。
- (3) 提出先
5の(3)に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、令和7年5月7日（水）午後5時までに、提案競技の参加資格があると通知した者に対し、電子メールにより回答する。

8 選定方法

- (1) 島根県感染症情報提供システムの開発及び運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (5) 審査は、次の方法で行う。
 - ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
 - イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- 12 問合せ先
5の(3)に同じ。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of services to be required: Infectious Diseases Surveillance System for Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents: 3:00 p.m. 13 May 2025
- (3) For further details contact: Pharmaceutical Affairs and Public Health Division, Department of Health and Welfare, Shimane Prefectural Government 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL: 0852-22-6530

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年4月11日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量及び用地測量）
- 2 作業期間
令和7年3月26日から同年7月25日まで
- 3 作業地域
松江市上本庄町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年3月19日に終了した旨国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年4月11日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類
公共測量（道路管理データ作成）
- 2 作業期間
令和6年12月9日から令和7年3月19日まで
- 3 作業地域
安来市吉佐町、松江市宍道町、出雲市中野町、出雲市斐川町、出雲市多伎町、大田市久手町、大田市静間町及び浜田市三隅町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年2月28日に終了した旨松江地方務局長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年4月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年11月21日から令和7年2月28日まで

3 作業地域

松江市西津田地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年3月24日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年4月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量、地形測量及び路線測量）

2 作業期間

令和6年10月7日から令和7年3月24日まで

3 作業地域

浜田市久代町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年3月21日に終了した旨安来市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年4月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成）

2 作業期間

令和6年11月16日から令和7年3月21日まで

3 作業地域

安来市内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年3月28日に終了した旨江津市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告

する。

令和7年4月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量、航空レーザ測量及び数値図化）
- 2 作業期間
令和6年4月18日から令和7年3月28日まで
- 3 作業地域
江津市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年3月25日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年4月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、GNSS測量機水準測量及び数値地形図データ作成）
- 2 作業期間
令和6年9月19日から令和7年3月25日まで
- 3 作業地域
江津市松川町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年4月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
令和7年度「しまねのイメージ」発信業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県政策企画局広聴広報課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社JR西日本コミュニケーションズ山陰支店 山陰支店長 金田 謙 鳥取県米子市道笑町二丁目252番地
- 5 随意契約に係る契約金額
41,485,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号及び第2号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和7年4月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県環境放射線情報システム専用回線 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 契約期間

ア 納入期限（回線開通日）

令和8年3月31日

イ 回線サービス利用期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（初期費用及び令和8年4月1日から令和13年3月31日までの役務に係る金額）にそれぞれ当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を以下の計算式に当てはめ、得られた金額を入札書に記載すること。

【計算式】

入札書記載金額＝（初期費用の110分の100に相当する金額）＋（令和8年4月1日から令和13年3月31日までの役務に係る金額の110分の100に相当する金額）

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加

資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4 機械器具類」小分類「(5)電気通信機器」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 入札説明書に示す入札参加資格確認申請書その他の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する部局の名称及び問合せ先

〒690-0122 島根県松江市西浜佐陀町582-1
島根県原子力環境センター
電話 0852-36-4300 F A X 0852-36-6683
電子メール genshiryoku@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和7年5月8日（木）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和7年5月8日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、令和7年5月8日（木）の交付時間は、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年5月8日（木）午後4時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）その他の書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和7年5月20日（火）午前9時から同月21日（水）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和7年5月21日（水）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年5月21日（水）正午までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月22日（木）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県原子力環境センターに報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Shimane Prefecture Environmental Radiation Information System Dedicated Line, 1 set

(2) Contract period :

Delivery Deadline (Line Activation Date) : 31 March, 2026

Service Period : From 1 April, 2026 to 31 March, 2031

(3) Bid Submission Deadline Date and Time : 4 : 00 p.m. 21 May, 2025 (The electronic bidding period is from 9 : 00 a.m. on 20 May, 2025 to 4 : 00 p.m. on 21 May, 2025. If submitting by post, the bid must arrive by noon on 21 May, 2025.)

(4) The bid opening date and time : 10 : 00 a.m. 22 May, 2025

(5) Information regarding tender : Nuclear Power Environment Center, 582-1 Nishihamasada-cho, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-0122 Japan

TEL : 0852-36-4300

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和7年4月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器の賃貸借及び保守 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借及び保守期間

令和7年12月1日から令和12年11月30日まで（60か月間）

(4) 納入期限

令和7年11月30日（日）

(5) 納入場所

入札説明書のとおり

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借用品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 入札説明書に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者として貸付けできる能力を有すること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁4階

島根県地域振興部市町村課行政第二係

電話 0852-22-5063 F A X 0852-22-5200

電子メール shichoson@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和7年5月7日（水）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(7) 4の場所

(4) 島根県ホームページ上 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_shichoson/)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和7年4月11日（金）から同年5月7日（水）までの間、上記ホームページの「入札情報」へ掲載する入札説明書閲覧申請書を提出した者に交付する。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和7年5月7日（水）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和7年5月16日（金）午前10時まで

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁6階 602会議室

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年5月16日（金）午前9時必着とし、4に記載する場所に郵送すること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月16日（金）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁6階 602会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合

は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告4の場所に令和7年5月7日(水)午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県地域振興部市町村課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Shimane Prefecture Basic Resident Register Network Representative Terminal and others , 1 set

Period of Lease : From December 1, 2025 To November 30, 2030

Desired Date of Completion : November 30, 2025

Location of Installation : According to the Specifications

(2) Deadline for Tender : 10 : 00 a.m. 16 May 2025

(Applications by mail must arrive at the following office by 9 : 00 a.m. 16 May 2025)

(3) Contact point for the notice : Municipal Affairs Division, Department of Regional Promotion, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5063